

海田町告示第59号

海田町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年7月8日

海田町長 竹 野 内 啓 佑

海田町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱の一部を
改正する告示

海田町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱（令和元年海田町告示第107号）の一部を次のように改正する。

第4条中「4,900円」を「5,100円」に改める。

別記様式第2号及び別記様式第5号中「4,900円」を「5,100円」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。